

令和7年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導

各種届出及び指定更新申請等について

居宅介護支援・介護予防支援



杉並区 保健福祉部 介護保険課

令和8年3月13日

【 目 次 】

- | | | |
|--------------------------|-----|-------|
| 1. 管理者の資格要件について | ・・・ | 3ページ |
| 2. (主任)介護支援専門員資格証の提出について | ・・・ | 4ページ |
| 3. 変更届について | ・・・ | 5ページ |
| 4. 加算届について | ・・・ | 6ページ |
| 5. 廃止・休止届について | ・・・ | 7ページ |
| 6. 特定事業所集中減算に係る届出について | ・・・ | 8ページ |
| 7. 区域外地域密着型サービスの利用について | ・・・ | 10ページ |
| 8. 指定更新について | ・・・ | 11ページ |

1. 管理者の資格要件について

管理者の要件

令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、主任介護支援専門員であることとされています。

管理者要件の適用の猶予

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予されています。

2. (主任)介護支援専門員資格証の提出について

資格及び有効期間の確認のため、該当する（更新）研修を修了した場合は、次のとおり提出をお願いします。

提出書類

「主任介護支援専門員（更新）研修の修了証の写し」又は「介護支援専門員証の写し」

提出方法

メール・郵送・持参

※ メール本文に事業所名を記載するなどして提出してください。

3. 変更届について

区に届け出た指定に関する内容に変更が生じた場合は、変更届を提出する必要があります。

提出時期

変更があった日から **10日以内**

※ 事業所所在地の変更の場合は、**事前**にご相談ください。

提出書類

- ① 変更届出書
- ② 添付書類

添付書類は変更内容によって異なるため、区ホームページ（ページID：8532、8529）に掲載の「**変更届出に係る添付書類例**」にて確認してください。

提出方法

原則、**電子申請・届出システム**で提出してください。

4. 加算届について

新たに加算の算定を行う場合や加算の区分を変更する場合は、加算に係る届出をする必要があります。

提出時期

加算を算定しようとする**前月の15日まで**

- 15日以前に届出 → 翌月から適用
- 16日以降に届出 → 翌々月から適用

提出書類

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ③ 添付書類

添付書類は加算内容によって異なるため、区ホームページ（ページID：8532、8529）に掲載の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表添付書類」にて確認してください。

提出方法

原則、**電子申請・届出システム**で提出してください。

5. 廃止・休止届について

事業所を廃止又は休止する場合には、届出をする必要があります。

提出時期

廃止又は休止予定日の1か月前まで

提出書類

- ◆ **事前**にご相談ください。届出の様式をメールで送付します。
- ◆ 廃止・休止する場合は、**利用者の移行先等を記載した一覧**（任意の様式に利用者氏名、移行日、移行先等を記載したもの）を提出してください。

提出方法

原則、電子申請・届出システムで提出してください。

6. 特定事業所集中減算に係る届出について①

居宅介護支援事業所は、毎年度2回の判定期間ごとに「特定事業所集中減算に係る届出書」を作成し、判定期間におけるサービス紹介率が80%を超える場合には、区に届出書を提出する必要があります。80%を超えることについて正当な理由がないと判断された場合には、減算となります。

期間について

判定期間

前期 3月分から8月分まで

後期 9月分から翌年2月分まで

提出期間

前期 9月1日から15日まで

後期 3月1日から15日まで

減算適用期間

前期 10月から翌年3月まで

後期 4月から9月まで

6. 特定事業所集中減算に係る届出について②

対象となるサービス

「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」「地域密着型通所介護」

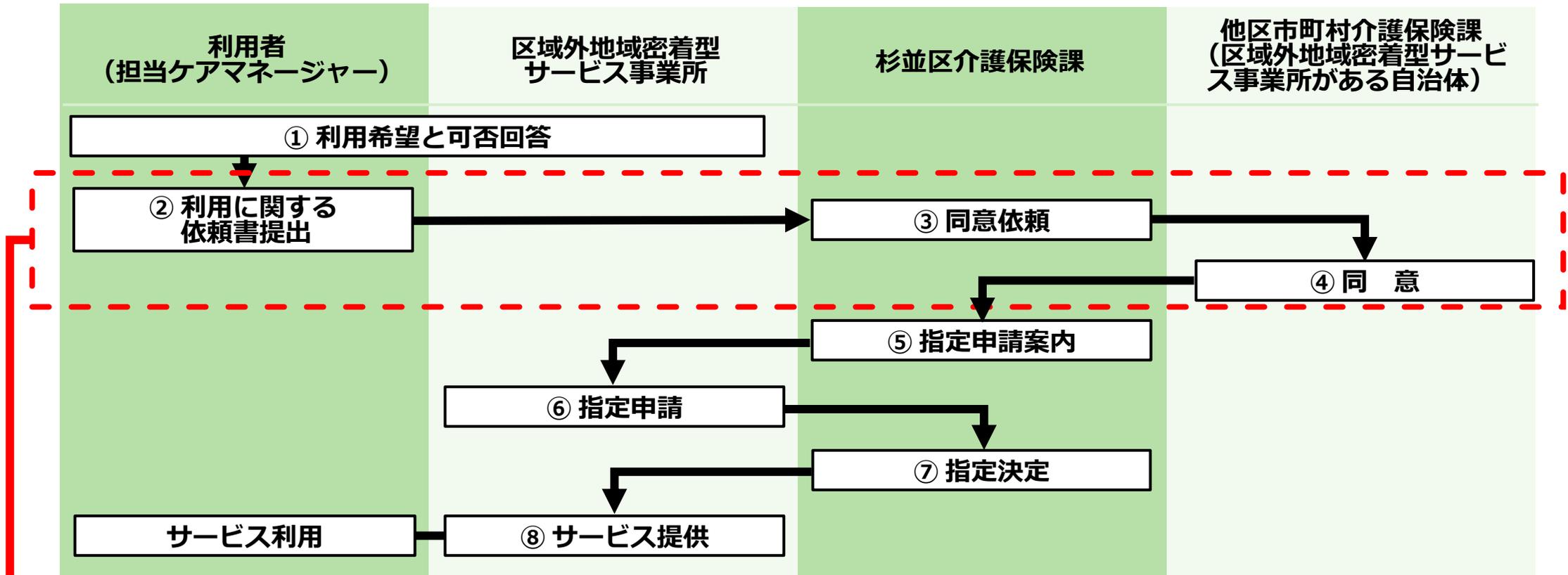
届出書の提出が必要な場合

- ◆ いずれかのサービス紹介率が80%を超える場合は、必ず届出書を提出してください。
- ◆ 80%を超えない場合であっても、届出書は事業所において2年間保管してください。

提出方法

原則、電子申請・届出システムで提出してください。

7. 区域外地域密着型サービスの利用について



既に杉並区で指定されている区域外事業所であっても、**利用者ごとに②～④の流れが必要となります。**

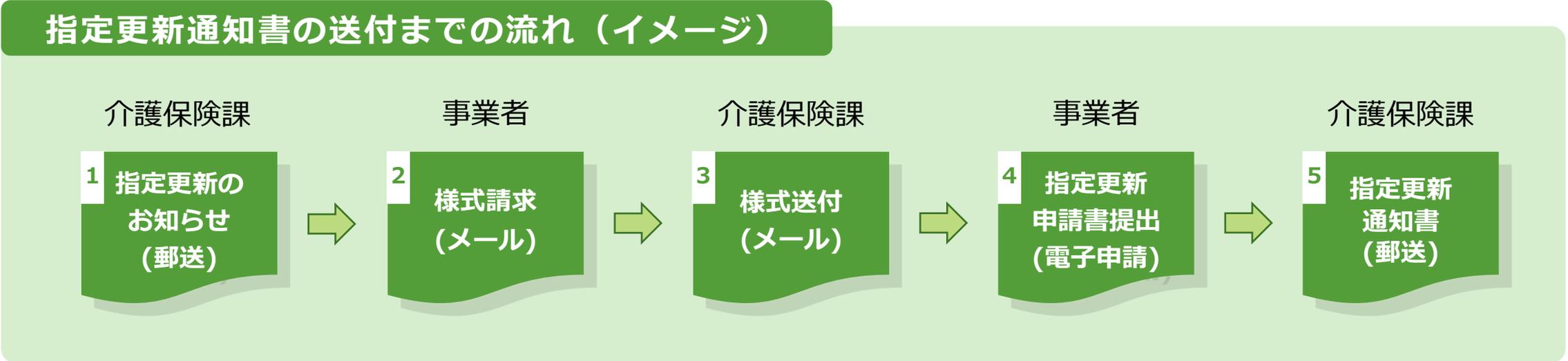
※ 1 以下の自治体に所在する該当サービスのみ、②～④を省略できます。

- 練馬区・中野区・渋谷区・世田谷区・三鷹市 ⇒ 地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護
- 武蔵野市 ⇒ 地域密着型通所介護

※ 2 杉並区外の被保険者が、区内の地域密着型サービス事業所（※ 1 のサービスを除く）の利用を希望する場合は、事前に介護保険課事業者係にご相談の上、保険者（住民登録のある区市町村）に必要な手続き等についてご確認ください。

8. 指定更新について

指定更新日の4か月前の中旬に指定更新のお知らせを送付します。



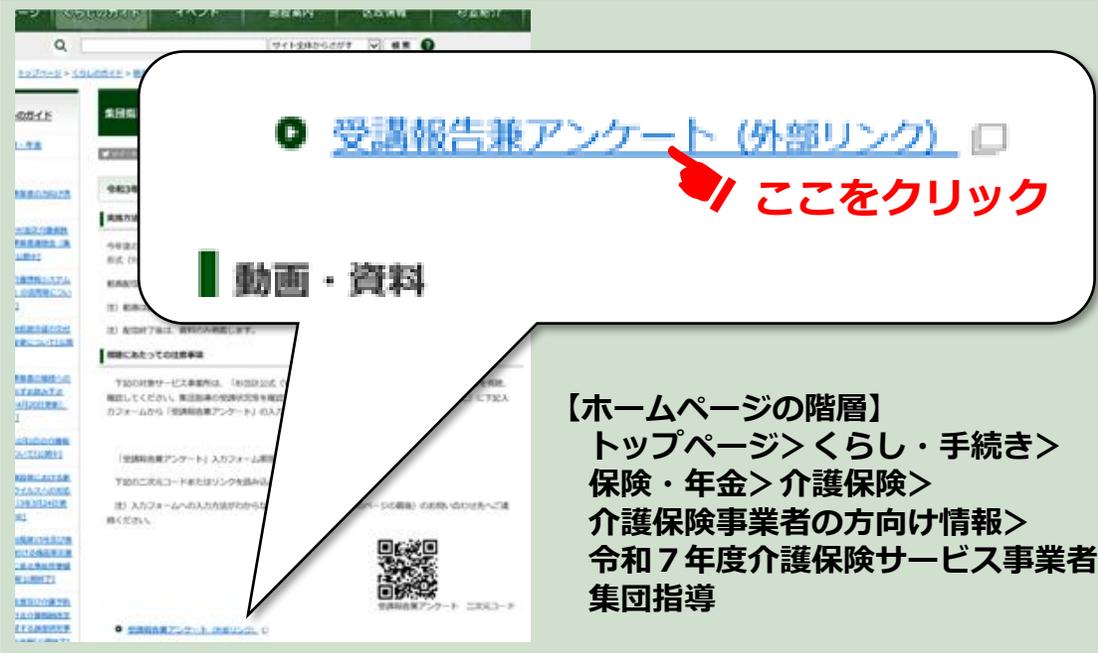
「受講報告兼アンケート」の入力のお願い

集団指導の受講状況等を確認するため、視聴後に事業所ごと（サービス種別ごと）に下記入力フォームから「受講報告兼アンケート」の入力をお願いします。

（注1）併設の事業者がある場合、それぞれのサービス事業所で回答してください。

（注2）管理者等が事業所内の回答・質問事項を取りまとめ、事業所として回答・質問してください（事業所で視聴した方全員が回答する必要はありません）。

区公式ホームページからアクセスする場合



ここをクリック

動画・資料

【ホームページの階層】
トップページ>暮らし・手続き>
保険・年金>介護保険>
介護保険事業者の方向け情報>
令和7年度介護保険サービス事業者
集団指導

二次元コードを読み取ってアクセスする場合



受講報告兼アンケート 二次元コード

入力期限：3月31日（火曜日）まで

ご視聴ありがとうございました。

制作・著作



杉並区